

産業創造資金

期限あり 令和3年3月31日申込分かつ
令和3年5月31日実行分まで

働き方改革企業優遇貸付 いのちを大切にする「テレワーク実践企業」 の登録を受けた方向け

この資金の特徴

- ☑ 「いのちを大切にする「テレワーク実践企業」」の登録を受けた場合に金利や融資限度額が優遇される資金です。
- ☑ 事業資金・一般貸付と同様に幅広い用途での利用が可能です。
- ☑ ご利用にあたっては「いのちを大切にする「テレワーク実践企業」」宣言書の写し等を添付することが必要です。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1億円 (中小企業組合4億円)	1億円
		設備・運転併用の場合は、合計1億円(中小企業組合4億円)	
利率	5年超10年以内	年0.8%以内	
	3年超 5年以内	年0.7%以内	
	1年超 3年以内	年0.6%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内)	

資金使途

設備資金	運転資金
工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

❗ 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

産業創造資金・働き方改革企業優遇貸付は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合を対象としています。

1 県が定める「いのちを大切にする「テレワーク実践企業」」の登録を受けた者

2 信用保証対象業種^(※)を営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、 県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・「いのちを大切にする「テレワーク実践企業」」宣言書の写し ・宣言したことを社内に周知した文書等
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、
労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

詳細につきましては、県金融課ホームページ
をご覧ください。 [埼玉県制度融資](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

